事　務　連　絡
令和３年６月 18 日

神奈川県医師会　御中
神奈川県歯科医師会　御中
神奈川県病院協会　御中
神奈川県精神科病院協会　御中
神奈川県看護協会　御中

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室

在宅療養患者等への在宅における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する疑義解釈について

本県の健康医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

標記について、令和３年６月 17 日付けで厚生労働省健康局健康課予防接種室より、別添のとおり事務連絡がありましたので送付いたします。

貴会会員への周知につきましてもよろしくお願いいたします。

問合せ先
神奈川県医療危機対策本部室
ワクチンチーム　松田、村山
電話　045-285-0716（直通）

事　務　連　絡
令和３年６月 17 日

各 (都道府県 / 市 町 村 / 特 別 区) 衛生主管部（局）　御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

在宅療養患者等への在宅における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する疑義解釈について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（3.1 版）」（令和３年６月４日改訂）において、現時点での情報とその具体的な事務取扱をお示ししたところです。

今般、在宅療養患者等への在宅における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する疑義解釈を別添のとおり作成いたしましたので、これを御了知の上、接種を予定する医療機関及び関係団体等に周知いただくようお願いいたします。

（別添）

Ｑ１　「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（3.1版）」（令和３年６月４日改訂）において、「接種実施医療機関の医師が接種後も継続して被接種者の自宅で経過観察するほか、家族や知人、利用しているサービス（訪問介護、訪問看護等）等により、一定時間、被接種者の状態を見守り、体調に異変があった際に、接種を行った医療機関等に連絡し、適切な対応を取ることが考えられる」とあるが、接種後に一定時間経過観察を行う者は、何らかの資格を有する必要があるか。

Ａ１

経過観察を行う者については、資格は必要ない。

Ｑ２　在宅療養患者等への在宅における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に当たり、医師は、接種後に速やかに次の被接種者の自宅に向かい、随行者が、医師の代わりに一定時間留まり経過観察を行うような効率的な接種を実施する場合、随行者の雇用や派遣に要する費用は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費の国庫補助の対象となるか。

Ａ２

接種の実施者である市町村（特別区を含む。）からの委託に基づき行う在宅における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に要する費用については、委託料として対象にして差し支えない。